

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成26年度福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業(富岡町その21)	分任支出負担行為担当官 復興庁福島復興局長 田谷 聡 福島県福島市栄町11番25号	H27.1.30	福島県富岡町 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1	地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているため。 (会計法第29条の3第4項)	3,544,000	3,544,000	100%	0				
平成26年度福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業(富岡町その22)	分任支出負担行為担当官 復興庁福島復興局長 田谷 聡 福島県福島市栄町11番25号	H27.2.4	福島県富岡町 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1	地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているため。 (会計法第29条の3第4項)	1,341,000	1,340,745	100%	0				
平成26年度福島避難解除等区域生活環境整備事業(富岡町その5)	分任支出負担行為担当官 復興庁福島復興局長 田谷 聡 福島県福島市栄町11番25号	H26.10.20	福島県富岡町 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1	地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているため。 (会計法第29条の3第4項)	53,996,000	53,995,680	100%	0				
平成26年度福島避難解除等区域生活環境整備事業(楢葉町その3)	分任支出負担行為担当官 復興庁福島復興局長 田谷 聡 福島県福島市栄町11番25号	H26.10.27	福島県楢葉町 福島県双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂5-6	地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているため。 (会計法第29条の3第4項)	130,113,000	130,112,383	100%	0				
平成26年度福島避難解除等区域生活環境整備事業(双葉地方広域市町村圏組合その2)	分任支出負担行為担当官 復興庁福島復興局長 田谷 聡 福島県福島市栄町11番25号	H26.10.30	双葉地方広域市町村圏組合 福島県双葉郡富岡町小浜553-1	地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているため。 (会計法第29条の3第4項)	49,682,000	49,681,739	100%	0				
平成26年度福島避難解除等区域生活環境整備事業(広野町その2)	分任支出負担行為担当官 復興庁福島復興局長 田谷 聡 福島県福島市栄町11番25号	H26.10.30	福島県広野町 福島県双葉郡広野町大字下北追字苗代替35	地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているため。 (会計法第29条の3第4項)	36,460,000	36,459,720	100%	0				
平成26年度福島避難解除等区域生活環境整備事業(葛尾村その4)	分任支出負担行為担当官 復興庁福島復興局長 田谷 聡 福島県福島市栄町11番25号	H26.11.14	福島県葛尾村 福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合16	地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているため。 (会計法第29条の3第4項)	12,354,000	12,353,040	100%	0				
平成26年度福島避難解除等区域生活環境整備事業(葛尾村その5)	分任支出負担行為担当官 復興庁福島復興局長 田谷 聡 福島県福島市栄町11番25号	H26.11.28	福島県葛尾村 福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合16	地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているため。 (会計法第29条の3第4項)	47,196,000	47,196,000	100%	0				
平成26年度福島避難解除等区域生活環境整備事業(楢葉町その4)	分任支出負担行為担当官 復興庁福島復興局長 田谷 聡 福島県福島市栄町11番25号	H26.12.11	福島県楢葉町 福島県双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂5-6	地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているため。 (会計法第29条の3第4項)	30,984,000	30,983,040	100%	0				
平成26年度福島避難解除等区域生活環境整備事業(広野町その3)	分任支出負担行為担当官 復興庁福島復興局長 田谷 聡 福島県福島市栄町11番25号	H26.12.24	福島県広野町 福島県双葉郡広野町大字下北追字苗代替35	地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているため。 (会計法第29条の3第4項)	103,723,000	103,722,120	100%	0				
平成26年度福島避難解除等区域生活環境整備事業(南相馬市その4)	分任支出負担行為担当官 復興庁福島復興局長 田谷 聡 福島県福島市栄町11番25号	H26.12.25	福島県南相馬市 福島県南相馬市原町区本町2丁目27	地方公共団体との取決めににより、契約の相手方が一に定められているため。 (会計法第29条の3第4項)	3,372,000	3,371,115	100%	0				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。